

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

ページ

告 示

○一般競争入札の資格に関する公示……………	(総合企画部総務課)	33
○一般競争入札の実施……………	(総合企画部総務課)	34
○一般競争入札の資格に関する公示……………	(情報基盤課)	35
○一般競争入札の実施……………	(情報基盤課)	36
○生活保護法による介護機関の指定……………	(保護課)	37
○生活保護法による指定介護機関等の変更(廃止)の届出……………	(保護課)	38
○北海道立十勝圏地域食品加工技術センターの使用料及び手数料の徴収事務の委託……………	(地域産業課)	38
○北海道立オホーツク圏地域食品加工技術センターの使用料及び手数料の徴収事務の委託……………	(地域産業課)	38
○肥料の登録……………	(道産食品安全室)	38
○肥料の登録の有効期間の更新……………	(道産食品安全室)	39
○道営土地改良事業計画の決定……………	(土地改良指導課)	39
○道営土地改良事業変更計画の決定……………	(土地改良指導課)	39
○土地改良事業の施行の協議の適否の決定……………	(土地改良指導課)	39
○土地改良事業の施行の同意……………	(土地改良指導課)	39
○土地改良事業の計画変更の協議の適否の決定……………	(土地改良指導課)	39
○道営土地改良事業の工事の完了……………	(土地改良指導課)	40
○農林水産大臣の種畜証明書の交付の通知……………	(酪農畜産課)	40
○特定第2号漁業者に係る共済契約の締結についての同意の確認……………	(水産経営課)	40
○一般競争入札の実施……………	(漁港漁村課)	40
○知事権限に係る保安林の指定の予定……………	(治山課)	41
○知事権限に係る保安林の指定の解除……………	(治山課)	41
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定(2件)……………	(治山課)	41
○基本測量の実施の通知……………	(建設部総務課)	42
○基本測量の終了の通知……………	(建設部総務課)	42
○公共測量の終了の通知……………	(建設部総務課)	42
○道路の区域の変更(2件)……………	(道路整備課)	43

○道路の供用の開始……………	(道路整備課)	44
○道路の区域の変更及び供用の開始……………	(道路整備課)	44
○市町村の決定に係る都市計画に関する図書の写しの縦覧……………	(都市計画課)	45
○市町村の決定に係る都市計画の変更に関する図書の写しの縦覧……………	(都市計画課)	45
○土地区画整理組合の事業計画の変更の認可……………	(都市環境課)	45
○都市計画事業の認可……………	(公園下水道課)	45
○都市計画事業の事業計画の変更の認可……………	(公園下水道課)	46
○第1種市街地再開発事業の終了の認可……………	(建築指導課)	46

公 表

○河川整備基本方針の公表(2件)……………	(河川課)	46
-----------------------	-------	----

公 告

○職員の分限免職処分……………	(人事課)	47
○公募型プロポーザルの実施……………	(地域政策課)	47
○第35期北海道地方労働委員会労働者委員の推薦……………	(労政福祉課)	48
○職務育成品種の品種登録……………	(農産園芸課)	48

支 庁 告 示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	49
○建築基準法による道路の位置の指定……………	49

道企業局管理規程

○北海道企業局処務規程の一部を改正する規程……………	49
○北海道企業局財務規程の一部を改正する規程……………	49

道教育委員会教育長告示

○一般競争入札の実施……………	58
-----------------	----

道教育庁日高教育局告示

○特定調達契約に係る入札の公告……………	59
----------------------	----

告 示

北海道告示第554号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成15年4月4日

北海道知事 堀 達 也

- 1 資格及び調達をする役務の種類
平成15年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加す

る者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達する役務の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契約 平成15年4月4日に一般競争入札の告示を行う北海道総合企画部の複写サービスの供給に係る契約
- (2) 資格 北海道総合企画部の複写サービスの供給の資格（以下「資格」という。）
- (3) 役務の種類 北海道総合企画部の複写サービスの供給

2 資格要件

次のいずれにも該当すること。

- (1) 政令167条の4第1項に規定する者でないこと。
- (2) 政令167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 道税に滞納のない者であること。
- (5) 平成15年4月1日現在において引き続き2年以上複写サービスの供給事業を営んでいること。
- (6) 北海道総合企画部の複写サービスの供給に関し、供給する複写機及びその附属品の迅速な点検、調整並びに消耗品の供給体制が整備されていることを証明した者であること。
- (7) 当該調達役務に関し、仕様書及び数量の記載の複写機要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協同組合が次のいずれかに該当するときは、2の(5)に掲げる資格要件は、適用しない。

- (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- (2) 中小企業等協同組合第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協同組合にあっては、設立の際に資格を有するものが構成員の過半数を占めているとき。

4 資格審査の申請の時期及び方法

- (1) 申請の時期 資格審査の申請は、平成15年4月4日から11日まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間にしなければならない。
- (2) 申請の方法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

- ア 提出先の名称 北海道総合企画部総務課
- イ 住所 札幌市中央区北3条西6丁目

5 資格審査の再申請

(1) 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

- ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者
- イ 中小企業協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの
- ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

(2) 再申請の方法

再申請をしようとする者が、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有効期間の更新

資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

7 資格の喪失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、資格を失う。

- (1) 2に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。
- (2) 資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

北海道告示第555号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年4月4日

北海道知事 堀 達也

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称及び数量

北海道総合企画部の複写機サービスの供給一式

(2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 納入期限 平成15年5月1日

(4) 契約期間 平成15年5月1日から平成16年6月31日まで。ただし、予算の範

圏内で平成18年4月30日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。 (5) 納入場所 別途指示する場所 2 入札に参加する者に必要な資格 平成15年北海道告示第554号に規定する北海道総合企画部の複写サービスの供給の資格を有すること。 3 契約条項を示す場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総合企画部総務課 4 入札執行の場所及び日時 (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁赤れんが庁舎2階4号会議室 (2) 入札日時 平成15年4月16日(水)午前10時 (3) 開札場所 (1)に同じ。 (4) 開札日時 (2)に同じ。 5 入札保証金 入札保証金は、免除する。 6 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交付場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総合企画部総務課 (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。 7 郵便等による入札 郵便又は電報による入札は、認めない。 8 落札者の決定方法 北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第151条第1項の規定により定めた各予定価格(単価)の制限の範囲内で有効な入札をしたもののうち、入札書記載の入札総価格(各入札価格(単価))にそれぞれの予定供給枚数を乗じて得た額の合計額が最低の価格で入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。 9 契約書作成の要否 要 10 その他 (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の取扱い 入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額(単価)とすること。 なお、消費税等相当額は、当該代金の請求時に加算すること(消費税等相当額を加算	した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。))。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名称 北海道総合企画部総務課 イ 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 電話番号 011-231-4111 内線 23-129 (4) この告示の内容は予定であり、変更することがあり得る。 (5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。 (6) この入札の執行は、公開する。 (7) 詳細は、入札説明書による。 _____ 北海道告示第556号 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。 平成15年4月4日 北海道知事 堀 達 也 1 資格及び調達をする役務の種類 平成15年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする役務の種類は、(3)に定めるものとする。 (1) 契 約 平成15年4月4日に一般競争入札の告示を行う平成15年度パソコン機器操作研修業務委託契約 (2) 資 格 平成15年度パソコン機器操作研修業務委託に関する資格(以下「資格」という。) (3) 役 務 の 種 類 平成15年度パソコン機器操作研修業務委託 2 資 格 要 件 次のいずれにも該当すること。 (1) 政令第167条の4第1項に規定する者でないこと。 (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。 (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (4) 平成15年4月1日の直前の納期限までの道税を滞納していないこと。 (5) 平成15年4月1日において引き続き2年以上その事業を営んでいること。 (6) 資本金は300万円以上であること。 (7) 講師を6名以上擁していること。 (8) 過去に、次に掲げるソフトウェアの研修を行った実績があること。
---	---

ホームページビルダー ver.6（日本IBM株式会社）等のホームページ作成ソフト

- (9) 札幌市内にパソコン研修を行うことができる施設を確保できること。

3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(5)に掲げる資格要件は、適用しない。

- (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協同組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4 資格審査の申請の時期及び方法

- (1) 申請の時期 資格審査の申請は、平成15年4月4日から21日までの間にしなければならない。
- (2) 申請の方法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。
- ア 提出先の名称 北海道総合企画部IT推進室情報基盤課
- イ 提出先の所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011-231-4111 内線 23-569

5 資格審査の再申請

- (1) 再申請の事由
- 次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。
- ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者
- イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの
- ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの
- (2) 再申請の方法
- 再申請しようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

- (1) 資格の有効期間
- 資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契

約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

- (2) 有効期間の更新

資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

7 資格の喪失

資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

北海道告示第557号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年4月4日

北海道知事 堀 達也

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量

調達をする役務の名称

平成15年度パソコン機器操作研修業務委託

- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。

- (3) 契約期間 契約の日から平成15年11月30日まで

- (4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

平成15年北海道告示第556号に規定する平成15年度パソコン機器操作研修業務の資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総合企画部IT推進室情報基盤課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁4階総合企画部会議室

- (2) 入札日時 平成15年4月30日（金）午前10時30分

- (3) 開札場所 (1)に同じ。

- (4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総合企画部 I T 推進室情報基盤課 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 7 郵便等による入札 郵便又は電報による入札は、認めない。 8 落札者の決定方法 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。 9 契約書作成の要否 要 10 そ の 他 (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの告示に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額に関する取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道総合企画部 I T 推進室情報基盤課 イ 所 在 地 郵便番号 060－8588 札幌市中央区北3条西6丁目 電話番号 011－231－4111 内線 23－569 (4) この告示の内容は予定であり、変更することがあり得る。 (5) この入札の執行は、公開する。 (6) 詳細は、入札説明書による。 北海道告示第558号 生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画又は施設介護を担当させる機関を次のとおり指定した。 平成15年4月4日 北海道知事 堀 達 也	<table><tr><th>名 称 又 は 氏 名</th><th>サ ー ビ ス の 種 類</th><th>所 在 地 又 は 住 所</th><th>指 定 年 月 日</th></tr><tr><td>介護サポーターなのはな</td><td>訪 問 介 護</td><td>登別市柏木町3丁目17番地14</td><td>平成15. 3. 1</td></tr><tr><td>訪問介護ステーションゆうび</td><td>同</td><td>千歳市日の出1丁目1番41号</td><td>同</td></tr><tr><td>訪問介護事業所ヘルパーステーションみどり</td><td>同</td><td>朝日町字中央4029番地</td><td>同 15. 4. 1</td></tr><tr><td>幌加内町社会福祉協議会ホームヘルパーステーション</td><td>同</td><td>幌加内町字親和4956番地の3</td><td>同</td></tr><tr><td>有限会社ケアステーションかがやき訪問介護事業所</td><td>同</td><td>小樽市若松1丁目8番4号</td><td>同 15. 3.18</td></tr><tr><td>有限会社ケアステーションかがやき居宅介護支援事業所</td><td>居宅介護支援</td><td>同</td><td>同</td></tr><tr><td>ふれやか訪問介護事業所</td><td>訪 問 介 護</td><td>北見市大正56番地52</td><td>同 15. 3. 1</td></tr><tr><td>ふれやか居宅介護支援事業所</td><td>居宅介護支援</td><td>同</td><td>同</td></tr><tr><td>ふれやか訪問入浴介護事業所</td><td>訪 問 入 浴</td><td>同</td><td>同</td></tr><tr><td>J A北海道厚生連摩周厚生訪問看護ステーション</td><td>訪 問 看 護</td><td>弟子屈町泉2丁目3番1</td><td>同 15. 2. 1</td></tr><tr><td>ポニー調剤薬局恵庭緑町店</td><td>居宅療養管理指導</td><td>恵庭市緑町6番地の1</td><td>同 13. 4. 2</td></tr><tr><td>勤医協当別デイサービスふきのとう</td><td>通 所 介 護</td><td>当別町錦町1091番地</td><td>同 15. 4. 1</td></tr><tr><td>グループホームすずらんの家</td><td>痴呆対応型共同生活介護</td><td>恵庭市黄金北3丁目12番6号</td><td>同 15. 1. 8</td></tr><tr><td>グループホームみやこ緑が丘館</td><td>痴呆対応型共同生活介護</td><td>岩見沢市緑が丘4丁目221番地70</td><td>同 15. 3. 1</td></tr><tr><td>グループホーム高丘</td><td>痴呆対応型共同生活介護</td><td>岩見沢市高丘町53番8号</td><td>同</td></tr><tr><td>医療法人社団森生会グループホーム「もりの家」</td><td>痴呆対応型共同生活介護</td><td>森町字上台町330－85</td><td>同</td></tr></table>	名 称 又 は 氏 名	サ ー ビ ス の 種 類	所 在 地 又 は 住 所	指 定 年 月 日	介護サポーターなのはな	訪 問 介 護	登別市柏木町3丁目17番地14	平成15. 3. 1	訪問介護ステーションゆうび	同	千歳市日の出1丁目1番41号	同	訪問介護事業所ヘルパーステーションみどり	同	朝日町字中央4029番地	同 15. 4. 1	幌加内町社会福祉協議会ホームヘルパーステーション	同	幌加内町字親和4956番地の3	同	有限会社ケアステーションかがやき訪問介護事業所	同	小樽市若松1丁目8番4号	同 15. 3.18	有限会社ケアステーションかがやき居宅介護支援事業所	居宅介護支援	同	同	ふれやか訪問介護事業所	訪 問 介 護	北見市大正56番地52	同 15. 3. 1	ふれやか居宅介護支援事業所	居宅介護支援	同	同	ふれやか訪問入浴介護事業所	訪 問 入 浴	同	同	J A北海道厚生連摩周厚生訪問看護ステーション	訪 問 看 護	弟子屈町泉2丁目3番1	同 15. 2. 1	ポニー調剤薬局恵庭緑町店	居宅療養管理指導	恵庭市緑町6番地の1	同 13. 4. 2	勤医協当別デイサービスふきのとう	通 所 介 護	当別町錦町1091番地	同 15. 4. 1	グループホームすずらんの家	痴呆対応型共同生活介護	恵庭市黄金北3丁目12番6号	同 15. 1. 8	グループホームみやこ緑が丘館	痴呆対応型共同生活介護	岩見沢市緑が丘4丁目221番地70	同 15. 3. 1	グループホーム高丘	痴呆対応型共同生活介護	岩見沢市高丘町53番8号	同	医療法人社団森生会グループホーム「もりの家」	痴呆対応型共同生活介護	森町字上台町330－85	同
名 称 又 は 氏 名	サ ー ビ ス の 種 類	所 在 地 又 は 住 所	指 定 年 月 日																																																																		
介護サポーターなのはな	訪 問 介 護	登別市柏木町3丁目17番地14	平成15. 3. 1																																																																		
訪問介護ステーションゆうび	同	千歳市日の出1丁目1番41号	同																																																																		
訪問介護事業所ヘルパーステーションみどり	同	朝日町字中央4029番地	同 15. 4. 1																																																																		
幌加内町社会福祉協議会ホームヘルパーステーション	同	幌加内町字親和4956番地の3	同																																																																		
有限会社ケアステーションかがやき訪問介護事業所	同	小樽市若松1丁目8番4号	同 15. 3.18																																																																		
有限会社ケアステーションかがやき居宅介護支援事業所	居宅介護支援	同	同																																																																		
ふれやか訪問介護事業所	訪 問 介 護	北見市大正56番地52	同 15. 3. 1																																																																		
ふれやか居宅介護支援事業所	居宅介護支援	同	同																																																																		
ふれやか訪問入浴介護事業所	訪 問 入 浴	同	同																																																																		
J A北海道厚生連摩周厚生訪問看護ステーション	訪 問 看 護	弟子屈町泉2丁目3番1	同 15. 2. 1																																																																		
ポニー調剤薬局恵庭緑町店	居宅療養管理指導	恵庭市緑町6番地の1	同 13. 4. 2																																																																		
勤医協当別デイサービスふきのとう	通 所 介 護	当別町錦町1091番地	同 15. 4. 1																																																																		
グループホームすずらんの家	痴呆対応型共同生活介護	恵庭市黄金北3丁目12番6号	同 15. 1. 8																																																																		
グループホームみやこ緑が丘館	痴呆対応型共同生活介護	岩見沢市緑が丘4丁目221番地70	同 15. 3. 1																																																																		
グループホーム高丘	痴呆対応型共同生活介護	岩見沢市高丘町53番8号	同																																																																		
医療法人社団森生会グループホーム「もりの家」	痴呆対応型共同生活介護	森町字上台町330－85	同																																																																		

特定施設入所者生活介護ケアハウスハーブガーデン新十津川	特定施設入所者生活介護	新十津川町字中央22番地20	平成15. 4. 1
松下電工エイジフリー介護チェーン小樽	福祉用具貸与	小樽市稲穂 2 丁目17－1 N T T小樽ビル1階	同 15. 2.20
マルベリーさわやかセンター空知	同	砂川市空知太東1条1丁目1番1号	同 15. 4. 1
居宅介護支援事業所さつき	居宅介護支援	名寄市緑丘11番15号	同 12. 7. 1
プランニングセンターアリア	同	函館市大森町17番12号	同 15. 4. 1
プランセンターどんぐり	同	上磯町七重浜8丁目9番16号	同 15. 3.25

北海道告示第559号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり届出があった。

平成15年4月4日

北海道知事 堀 達 也

名 称 又 は 氏 名	サ ー ビ ス の 種 類	所 在 地 又 は 住 所	届 出 の 内 容
やさしい手北見本社訪問介護事業所	訪 問 介 護	北見市三輪422番地	平成15. 2.28 廃止
やさしい手北見本社訪問入浴介護事業所	訪 問 入 浴	同	同
やさしい手北見本社居宅介護支援事業所	居宅介護支援	同	同
臨生会指定居宅介護支援事業所	同	名寄市西2条南6丁目27番地2 メディケアビル2F	同 12. 6.30 同

株式会社恵み野介護サービス	訪 問 介 護 福祉用具貸与 居宅介護支援	恵庭市恵み野東7丁目5－6	同 15. 1.31 同
有限会社ドラックス トアまるや	福祉用具貸与	厚沢部町新町36－9	同
留寿都村社会福祉協議会訪問介護事業所	訪 問 介 護	留寿都村字留寿都176番地4	同

北海道告示第560号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、北海道立オホーツク圏地域食品加工技術センターの平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間における使用料及び手数料の徴収の事務を次の者に委託した。

平成15年4月4日

北海道知事 堀 達 也

- 1 受託者の名称 財団法人オホーツク地域振興機構
- 2 所 在 地 網走市北7条西3丁目1番地3

北海道告示第561号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、北海道立十勝圏地域食品加工技術センターの平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間における使用料及び手数料の徴収の事務を次の者に委託した。

平成15年4月4日

北海道知事 堀 達 也

- 1 受託者の名称 財団法人十勝圏振興機構
- 2 所 在 地 帯広市西5条南7丁目1番地

北海道告示第562号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定により、次の肥料を登録した。

平成15年4月4日

北海道知事 堀 達 也

登録番号	肥 料 の 種 類	肥 料 の 名 称	保証成分量 (%)	そ の 他 の 規 格	生 産 業 者	登 録 年 月 日
北海道第2849号	副産動物質肥料	ホタテグリーンミール	窒 素 全 量 6.2	含有を許される有害成分の最大量は、公定規格のとおり	名 称 住 所 砂原町 茅部郡砂原町字度杭崎43番地の4	平成15. 3.27
北海道第2850号	貝化石肥料	オホーツクミネラル	アルカリ分 35.0	該当なし	北海道通運株式会社 小樽市堺町5番1号	同

北海道告示第563号 肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録の有効					期間を更新した。 平成15年4月4日				
登録番号	肥 料 の 種 類	肥 料 の 名 称	保証成分量（％）	そ の 他 の 規 格	生 産 業 者			北海道知事 堀 達 也	登録有効期限
					名 称	住 所			
北 海 道 第2813号	乾燥菌体肥料	乾燥菌体肥料2号	窒 素 全 量 5.5	含有を許される有害成分の最大量は、公定規格のとおり	旭ヴェット株式会社	白老郡白老町緑町724－1			平成18. 4.19

北海道告示第564号 土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業計画を定めた。 その関係書類は、平成15年4月7日から20日間、一般の縦覧に供する。 平成15年4月4日					土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、清里町の行う土地改良（美咲地区維持管理）事業の施行の協議について審査の結果、適当と決定した。 その関係書類は、北海道網走支庁に備え置いて、平成15年4月7日から20日間、一般の縦覧に供する。 平成15年4月4日				
地 区 名	事 業 の 種 類			縦 覧 場 所	北海道知事 堀 達 也				
中 篠 津 中	ほ場整備〔担い手育成型〕（区画整理、農業用排水）			北海道石狩支庁	北海道知事 堀 達 也				
篠津幹線南	土地改良総合整備〔担い手育成型〕（農業用排水、暗きょ、区画整理）			同					
漁 太	土地改良総合整備〔担い手育成型〕（区画整理、暗きょ、農業用排水）			同					
豊 丘	中山間地域総合整備（ほ場整備、暗きょ）			北海道胆振支庁					

北海道告示第565号 次の地区について、道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。 その関係書類は、平成15年4月7日から20日間、一般の縦覧に供する。 平成15年4月4日					土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に同意した。 平成15年4月4日				
地 区 名	事 業 の 種 類			縦 覧 場 所	北海道知事 堀 達 也				
朱 太 川	中山間地域総合整備（農業用排水、農道、ほ場整備、暗きょ、農用地改良保全）			北海道後志支庁					
信部内中央	かんがい排水〔明きょ排水〕			北海道網走支庁					
栄 穂	畑地帯総合整備〔担い手育成型〕（農業用排水、農道、暗きょ、土層改良、区画整理）			北海道十勝支庁					

北海道告示第566号					北海道告示第568号 土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、小清水町の行う土地改良（北水上市地区基盤整備促進〔基盤整備〕（農道））事業の計画の変更の協議について審査の結果、適当と決定した。 その関係書類は、北海道網走支庁に備え置いて、平成15年4月7日から20日間、一般の縦覧に供する。 平成15年4月4日				
					北海道知事 堀 達 也				

北海道告示第569号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成15年4月4日

北海道知事 堀 達 也

地 区 名	事 業 の 種 類	完 了 年 月 日
有 珠	畑地帯総合整備〔緊急整備型〕（農業用排水）	平成12. 3. 15
同	同（農道）	同 12. 1. 31

同	同	（区画整理）	同 12. 5. 31
同	同	（土層改良）	同 12. 1. 25

北海道告示第570号

農林水産大臣から家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項の種畜証明書を次のとおり交付した旨通報があった。

平成15年4月4日

北海道知事 堀 達 也

証 明 書 の 番 号	名	前 種 類	生年月日	毛 色	検 査 成 績 (級)	飼 養 者 の 住 所 及 び 氏 名
平14北海道臨時	87 ウェイオブライト	サラブレッド種	8. 3. 8	黒 鹿 毛	2 級	門 別 町 株式会社ブリーダーズスタリオンステーション
同	88 デ ヒ ア	同	3. 4. 13	鹿 毛	同	東 京 都 社団法人日本軽種馬協会
同	89 デザートキング	同	6. 3. 31	同	同	浦 河 町 農事組合法人イーストスタッド
同	90 キングオブキング	同	7. 2. 27	同	同	同 同
同	91 グレートデイン	同	7. 5. 11	同	同	同 同

北海道告示第571号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出があった次の区域及び区分に係る特定第2号漁業者の共済契約の締結の申込みについて、同法第108条第2項の規定による同意があったものと認める。

平成15年4月4日

北海道知事 堀 達 也

区 域 区 分	
三 石	春さけ定置漁業
荻 伏	同
浦 河	同
え り も	同
頓 別	小型かにかご漁業
仙 法 志	中型ほっけまき網漁業

北海道告示第572号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年4月4日

北海道知事 堀 達 也

1 入札に付する事項

- （1）調達をする賃借物品等の名称及び数量
パーソナルコンピュータ6台（1月当たりの単価）
- （2）調達をする賃借物品等の仕様等 入札説明書による。
- （3）納 入 期 日 平成15年5月16日
- （4）契 約 期 間 平成15年5月16日から平成16年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成18年5月15日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。
- （5）納 入 場 所 北海道水産林務部漁港漁村課

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- （1）平成15年北海道告示第17号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
- （2）道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- （3）納入した賃借物品について、迅速なアフターサービスが可能なこと。

3 契約条項を示す場所

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道水産林務部漁港漁村課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎10階水産林務部1号会議室 (2) 入 札 日 時 平成15年5月1日 午前10時 (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 5 入 札 保 証 金 入札保証金は、免除する。 6 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道水産林務部漁港漁村課 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 7 郵便又は電報による入札 認めないものとする。 8 落札者の決定方法 北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内であって最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。 9 契約書作成の要否 要 10 入札参加申込書の提出 入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。 (1) 提 出 期 限 平成15年4月25日 (2) 提 出 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道水産林務部漁港漁村課 11 そ の 他 (1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道水産林務部漁港漁村課	イ 所 在 地 郵便番号 060－8588 札幌市中央区北3条西6丁目 電話番号 011－231－4111 内線 28－312 (4) この入札の執行は、公開する。 (5) 詳細は、入札説明書による。
	北海道告示第573号 森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。 平成15年4月4日 北海道知事 堀 達 也 1 保安林予定森林の所 幌泉郡えりも町字東洋354の1（次の図に示す部分に限る。） 在場所 2 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備 3 指 定 施 業 要 件 (1) 立木の伐採の方法 ア 主伐に係る立木の伐採を禁止する。 イ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高支庁経済部林務課及びえりも町役場に備え置いて縦覧に供する。）
	北海道告示第574号 森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。 平成15年4月4日 北海道知事 堀 達 也 1 解除に係る保安林の 紋別郡湧別町字芭露1728の2、1862の1、1863の2 所在場所 2 保安林として指定さ 風害の防備 れた目的 3 解 除 の 理 由 指定理由の消滅
	北海道告示第575号 農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年

法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成15年4月4日

北海道知事 堀 達也

- 1 (1) 解除予定保安林の所在 網走市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
場所
- (2) 保安林として指定され 風害の防備
た目的
- (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び網走市役所に備え
置いて縦覧に供する。）

- 2 (1) 解除予定保安林の所在 上川郡美瑛町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
場所
- (2) 保安林として指定され 水源のかん養
た目的
- (3) 解 除 の 理 由 指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び美瑛町役場に備え
置いて縦覧に供する。）

- 3 (1) 解除予定保安林の所在 天塩郡天塩町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
場所
- (2) 保安林として指定され 風害の防備
た目的
- (3) 解 除 の 理 由 港湾施設用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び天塩町役場に備え
置いて縦覧に供する。）

北海道告示第576号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成15年4月4日

北海道知事 堀 達也

- 1 解除予定保安林の所在 勇払郡鶴川町字有明7の3（次の図に示す部分に限る。）、
場所 7の5、7の6

- 2 保安林として指定され 土砂の崩壊の防備
た目的
- 3 解 除 の 理 由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び鶴川町役場に備え置
いて縦覧に供する。）

北海道告示第577号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定による通知があった。

平成15年4月4日

北海道知事 堀 達也

- 1 作業種類 基本測量（2万5,000分の1地形図修正測量）
- 2 作業期間 平成15年4月11日から平成16年3月20日まで
- 3 作業地域 札幌市、函館市、江別市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、
厚田村、浜益村、松前町、福島町、知内町、木古内町、上磯町、大野町、
七飯町、戸井町、恵山町、樫法華村、南茅部町、鹿部町、砂原町、森町、
八雲町、長万部町、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、熊石町、大成
町、奥尻町、瀬棚町、北松山町及び今金町

北海道告示第578号

国土地理院長から、次のとおり基本測量の実施が終了した旨、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定による通知があった。

平成15年4月4日

北海道知事 堀 達也

- 1 作業種類 基本測量（2万5,000分の1地形図修正測量）
- 2 作業期間 平成14年4月11日から平成15年3月20日まで
- 3 作業地域 札幌市、恵庭市、北広島市、函館市、七飯町、大野町及び上磯町

北海道告示第579号

函館開発建設部長から、次のとおり公共測量の実施が終了した旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による通知があった。

平成15年4月4日

北海道知事 堀 達也

- 1 作業種類 公共測量（3級基準点）
- 2 作業期間 平成14年12月6日から平成15年3月14日まで

3 作業地域 江差町			更した。 その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。 平成15年4月4日							北海道知事 堀 達 也	
北海道告示第580号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。											
1 道路の種類 道道											
2 道路の路線名、区域及び縦覧場所											
路 線 名 区		間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間	縦 覧 場 所				
赤平奈井江線	赤平市字赤平692番1地先から歌志内市字上歌1002番地先まで	前	10.00mから66.50mまで	2,148.00m	――	北海道札幌土木現業所					
			28.49mから90.00mまで	657.40m	――						
		後	10.00mから66.50mまで	2,148.00m	――						
			10.00mから66.50mまで	2,168.00m	――						
		後	17.00mから90.00mまで	1,900.82m	――						
			8.40mから30.65mまで	1,715.61m	一般国道229号における18.33mの間		北海道函館土木現業所				
八雲北檜山線	瀬棚郡北檜山町字富里63番2地先から瀬棚郡北檜山町字二俣58番14地先（一般国道229号交点）まで	後	11.40mから34.05mまで	1,715.61m	一般国道229号における18.33mの間						
		前	20.92mから71.00mまで	241.00m	――	北海道室蘭土木現業所					
新冠平取線	沙流郡門別町字豊田466番2地先から沙流郡門別町字豊田464番1地先まで	後	20.92mから76.00mまで	241.00m	――						
		北海道告示第581号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定及び第88条第2項の規定により、北海道開発局長が道路の区域を次のとおり変更した。 その関係図面は、北海道開発局建設部建設行政課及び同局札幌開発建設部並びに北海道建設部道路整備課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。 平成15年4月4日									
北海道告示第581号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定及び第88条第2項の規定により、北海道開発局長が道路の区域を次のとおり変更した。											
その関係図面は、北海道開発局建設部建設行政課及び同局札幌開発建設部並びに北海道建設部道路整備課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。											
平成15年4月4日											
北海道知事 堀 達 也											
1 道路の種類 道道											
			2 路 線 名 美唄富良野線								
			3 道路の区域								
		区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間				
				前	39.00mから53.50mまで	0.124km	――				
				後	22.00mから44.50mまで	0.124km	――				

北海道告示第582号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年4月4日

路 線 名			北海道知事 堀 達 也
供 用 開 始 の 区 間			縦 覧 場 所
供 用 開 始 の 期 日 等			
道道	赤平奈井江線	赤平市字赤平692番1地先から歌志内市字上歌1002番地先まで	平成15. 4. 16 午後1時 北海道札幌土木現業所
道道	室蘭港線	室蘭市築地町138番28地先から室蘭市海岸町3丁目20番40地先まで	平成15. 4. 4 北海道室蘭土木現業所
		室蘭市祝津町1丁目124番1地先から室蘭市築地町124番2地先まで	同 北海道室蘭土木現業所

道道	当麻上川線	上川郡当麻町1629番28地先から上川郡当麻町1629番65地先まで	同	北海道旭川土木現業所
道道	幕別大樹線	中川郡幕別町字弘和119番1地先から中川郡幕別町字弘和264番地先まで	同	北海道帯広土木現業所
		中川郡幕別町字駒島662番1地先から中川郡幕別町字弘和119番1地先まで		

北海道告示第583号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年4月4日

北海道知事 堀 達 也

- 道路の種類 道道
- 道路の路線名、区域及び縦覧場所

路 線 名	区 間	変更前後の別	敷 地 の 幅 員	延 長	国道等との重複区間	縦 覧 場 所
北滝の川東滝川停車場線	滝川市北滝の川1927番1地先（一般国道12号交点）から滝川市北滝の川1893番1地先まで	前	19.00mから58.50mまで	99.05m	一般国道12号における32.00mの間	北海道札幌土木現業所
		後	19.00mから32.00mまで	99.05m	一般国道12号における32.00mの間	
西 風 連 名 寄 線	名寄市字曙864番73地先から名寄市字曙864番8地先まで	前	10.91mから10.91mまで	191.47m	—	北海道旭川土木現業所
	名寄市字曙864番91地先から名寄市字曙801番7地先まで	前	21.00mから27.30mまで	191.47m	—	
		後	21.00mから27.30mまで	191.47m	—	
	名寄市字曙128番6地先から名寄市字曙118番4地先まで	前	10.91mから10.91mまで	193.80m	—	
	名寄市字曙802番4地先から名寄市字曙1番4地先まで	前	18.00mから23.00mまで	193.80m	—	
		後	18.00mから23.00mまで	193.80m	—	

北海道告示第584号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、次に掲げる市町村が決定した都市計画の図書の写しを北海道建設部都市計画課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成15年4月4日

北海道知事 堀 達 也

都市計画の種類 市町村名
札幌圏都市計画その他の処理施設 江 別 市

北海道告示第585号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次に掲げる市町村が変更した都市計画の図書の写しを北海道建設部都市計画課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成15年4月4日

北海道知事 堀 達 也

都市計画の種類 市町村名
札幌圏都市計画ごみ焼却場 江 別 市
小樽都市計画道路 小 樽 市
旭川圏都市計画公園 旭 川 市
千歳恵庭圏都市計画道路 恵 庭 市
苫小牧圏都市計画市場 苫小牧市
網走都市計画用途地域 網 走 市
網走都市計画公園 同
滝川都市計画公園 滝 川 市
女満別都市計画用途地域 女 満 別 町

北海道告示第586号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の事業計画の変更を認可した。

平成15年4月4日

北海道知事 堀 達 也

1 組合の名称 音更町すずらん台土地区画整理組合
2 事務所の所在地 河東郡音更町南鈴蘭南3丁目6番地
3 事業施行期間 平成12年12月26日から平成23年3月31日まで
4 施行地区 河東郡音更町鈴蘭公園の一部、同町南鈴蘭南3丁目の一部、同町南鈴蘭南4丁目の全部、同町南鈴蘭南5丁目の全部、同町南鈴蘭南6

丁目の全部、同町南鈴蘭北6丁目の全部、同町中鈴蘭南5丁目の一部、同町中鈴蘭南6丁目の一部、同町字下音更北4線西の一部及び同町字下音更北5線西の一部

5 設立認可年月日

平成12年12月18日

6 変更の内容

設計の概要及び資金計画の変更

7 変更認可年月日

平成15年3月26日

北海道告示第587号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。

平成15年4月4日

北海道知事 堀 達 也

1(1) 施行者の名称 北見市
(2) 都市計画事業の種類及び名称 北見都市計画公園事業 2・2・89号 三輪開生公園
(3) 事業の施行期間 平成15年4月4日から平成18年3月31日まで
(4) 事業地
ア 収用の部分 北見市三輪地内
イ 使用の部分 なし

2(1) 施行者の名称 苫小牧市
(2) 都市計画事業の種類及び名称 苫小牧圏都市計画公園事業 4・3・6号 日の出公園
(3) 事業の施行期間 平成15年4月4日から平成20年3月31日まで
(4) 事業地
ア 収用の部分 苫小牧市日の出町1丁目地内
イ 使用の部分 なし

3(1) 施行者の名称 苫小牧市
(2) 都市計画事業の種類及び名称 苫小牧圏都市計画公園事業 2・2・180号 沼ノ端北1号公園
(3) 事業の施行期間 平成15年4月4日から平成16年3月31日まで
(4) 事業地
ア 収用の部分 苫小牧市字沼ノ端地内
イ 使用の部分 なし

- 4(1) 施行者の名称 苫小牧市
(2) 都市計画事業の種類及び名称 苫小牧圏都市計画公園事業 2・2・181号 沼ノ端北2号公園
(3) 事業の施行期間 平成15年4月4日から平成16年3月31日まで
(4) 事業地
ア 収用の部分 苫小牧市字沼ノ端地内
イ 使用の部分 なし

- 5(1) 施行者の名称 苫小牧市
(2) 都市計画事業の種類及び名称 苫小牧圏都市計画公園事業 2・2・189号 沼ノ端北10号公園
(3) 事業の施行期間 平成15年4月4日から平成16年3月31日まで
(4) 事業地
ア 収用の部分 苫小牧市字沼ノ端地内
イ 使用の部分 なし

- 6(1) 施行者の名称 苫小牧市
(2) 都市計画事業の種類及び名称 苫小牧圏都市計画公園事業 2・2・190号 沼ノ端北11号公園
(3) 事業の施行期間 平成15年4月4日から平成16年3月31日まで
(4) 事業地
ア 収用の部分 苫小牧市字沼ノ端地内
イ 使用の部分 なし

- 7(1) 施行者の名称 音更町
(2) 都市計画事業の種類及び名称 帯広圏都市計画公園事業 2・2・224号 ひびき野南公園
(3) 事業の施行期間 平成15年4月4日から平成16年3月31日まで
(4) 事業地
ア 収用の部分 河東郡音更町宝来南2条3丁目
イ 使用の部分 なし

北海道告示第588号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成15年4月4日

北海道知事 堀 達 也

- 1 施行者の名称 帯広市
2 都市計画事業の種類及び名称 帯広圏都市計画緑地事業 32号 光南緑地
3 事業の施行期間 平成13年4月24日から平成19年3月31日まで
4 事業地
(1) 収用の部分 平成13年北海道告示第783号の事業地に帯広市東9条南20丁目及び東9条南21丁目を加える。
(2) 使用の部分 帯広市東8条南20丁目、東9条南20丁目及び南21丁目地内

北海道告示第589号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第7条の20第1項の規定により、次のとおり第一種市街地再開発事業の終了について認可した。

平成15年4月4日

北海道知事 堀 達 也

- 1 施行者の名称 函館西部開発株式会社
2 事業施行期間 平成13年2月27日から平成15年3月26日まで
3 施行地区 函館市末広町5番3～6、5番9～25、5番37～40及び5番42
4 事業の名称 函館市末広町5番A地区第一種市街地再開発事業
5 施行認可の年月日 平成13年2月27日
6 終了認可の年月日 平成15年3月26日

公 表

河川法（昭和39年法律第167号）第16条第1項の規定により、二級河川新川に係る河川整備基本方針を定めたので、別紙のとおり公表する。

（「別紙」は、省略し、北海道建設部河川課、札幌土木現業所、札幌市役所、小樽市役所及び石狩市役所に備え置いて縦覧に供する。）

平成15年4月4日

北海道知事 堀 達 也

河川法（昭和39年法律第167号）第16条第1項の規定により、二級河川汐泊川に係る河川整備基本方針を定めたので、別紙のとおり公表する。

（「別紙」は、省略し、北海道建設部河川課、函館土木現業所及び函館市役所に備え置いて縦覧に供する。）

て縦覧に供する。) 平成15年4月4日 北海道知事 堀 達 也	
公 告	
平成15年3月25日、次の者を地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第1項第1号及び第3号の規定により免職した。 平成15年4月4日 北海道知事 堀 達 也 北海道技吏術員（主任保健師） 水 口 浩 光 次のとおりプロポーザルの提出を要請する。 平成15年4月4日 北海道知事 堀 達 也 1 事業概要 (1) 事業名 アウトドア活動の振興に関する調査事業 (2) 業務内容 総合的かつ計画的にアウトドア活動の振興を進めるため、アウトドア体験活動の参加者を対象にしたニーズ調査を行うとともに、アウトドア事業者の実態を把握するための調査を実施する。 (3) 履行期限 平成16年1月30日（金） 2 参加資格及び選定基準 (1) 企画提案書の提出者に要求する資格 ア 適正に業務を遂行するため、過去に本件と関連又は類似するような業務契約（調査事業、研修事業等に係るものをいう。）の履行経験を有していること。 イ 事業の確実な実施のため、責任者のほか業務に従事できる者が2名以上確保できる体制があること。 ウ 消費税及び地方消費税相当額を控除した総事業費に占める人件費の割合が、おおむね80パーセント以上確保できること。 また、事業に従事する全労働者数に占める新規雇用の失業者数の割合が、おおむね75パーセント以上で、新規雇用者の1人平均の実労働日数（計画）が、60日以上あること。 (2) 選定基準 ア 業務処理体制	(ア) 総括責任者及び業務担当者 (イ) 主な業務経歴 イ 企画提案の内容 (ア) 業務処理スケジュール (イ) 雇用計画 (ウ) 調査対象（個人及び事業者）の情報収集 (エ) 調査項目の内容 (オ) 調査の実施方法 (カ) 調査結果の分析及び課題整理の方法 3 手続等 (1) 担当部課 郵便番号 060－8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総合企画部地域振興室地域政策課 電話番号 011－231－4111 内線 23－492 (2) 説明書の交付期間及び交付場所 ア 平成15年4月4日（金）から15日（火）まで（土曜日及び日曜日は除く。交付時間は、午前9時から午後5時まで）。 イ 交付場所 (1)に同じ。 (3) 資格審査申請書の提出期限及び提出方法 ア 提出期限 平成15年4月15日（火）午後5時（必着） イ 提出場所 (1)に同じ。 ウ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）とする。 (4) 企画提案書の提出期限及び提出方法 ア 提出期限 平成15年4月30日（水）午後5時（必着） イ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）とする。 4 その他 (1) 契約書作成の要否 要 (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3の(1)に同じ。 (3) その他 ア 企画提案書に関するヒアリングを行う（企画提案者が多数ある場合は、書類のみによる1次審査を行うことがある）。 イ 詳細は、企画提案説明書によること。

労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により、北海道地方労働委員会の労働者委員（補欠の委員1人）の候補者の推薦を求める。

平成15年4月4日

北海道知事 堀 達 也

1 推薦資格を有する者及び推薦手続

- (1) 労働者委員候補者を推薦できる労働組合は、北海道の区域内のみに組織を有する労働組合であって、労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条及び第5条第2項の規定に適合するもの（地方公営企業労働関係法（昭和27年法律第289号）の適用を受ける労働組合を含む。以下同じ。）であること。
- (2) (1)の労働組合が労働者委員候補者を推薦しようとするときは、別記様式の推薦書を提出すること。

なお、推薦書には、労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する労働組合であることの北海道地方労働委員会の資格証明書を添付すること。

2 被推薦資格を有する者

労働組合法第19条の4第1項に規定する委員の欠格条項に該当しない者であること。

3 推薦候補者の数

別段の制限はない。

4 推薦期間

平成15年4月4日（金）から14日（月）まで

5 推薦書の提出先

推薦書は、北海道経済部労政福祉課に提出すること。ただし、支庁経済部商工労働（観光）課又は後志支庁小樽商工労働事務所を経由しても良い。

6 その他

不明の点については、北海道経済部労政福祉課、最寄りの支庁経済部商工労働（観光）課又は後志支庁小樽商工労働事務所に照会すること。

別記様式

推 薦 書

年 月 日

北海道知事 堀 達 也 様

住 所（主たる事務所の所在地）

労働組合名

代表者役職

氏 名

㊞

北海道地方労働委員会労働者委員の候補者として履歴書を添え、次の者を推薦します。

氏名	満年齢	所属労働組合の所在地及び名称並びに所属労働組合における地位	所属会社（事業所）名及び所属会社（事業所）における地位	所属労働組合の構成員数	加盟上級団体

備 考 添付する履歴書には、学歴、職歴、賞罰、政党関係等を記載漏れのないよう詳細に記入すること。

種苗法（平成10年法律第83号）第18条第1項の規定により、次のとおり品種登録がされた。

平成15年4月4日

北海道知事 堀 達 也

1 品種登録番号及び登録年月日

第11098号 平成15年3月17日

2 品種の属する農林水産植物の種類及び登録品種の名称

あずき「しゅまり」

3 登録品種の特性の概要

この品種は、茎疫病抵抗性の育成系統である「十系494号」を母、落葉病・萎凋病抵抗性の育成系統「十系486号」を父として育成された、落葉病・茎疫病・萎凋病すべてに抵抗性を持つ、中生で多収、良質の普通小豆品種である。

成熟期は、「エリモショウズ」と同じ中生種である。主茎長がやや長い、主茎節数、分枝数は「エリモショウズ」と同じである。一莢内粒数は同品種よりやや多い。子実収量は土壌病害の発生がない圃場では「エリモショウズ」よりやや低い、発生圃場では多収となる。百粒重は「エリモショウズ」並みからやや大きく、検査等級はほぼ同じである。

落葉病・萎凋病抵抗性は「きたのおとめ」と同等に強く、茎疫病抵抗性は既存の抵抗性品種「寿小豆」等よりさらに強い。倒伏抵抗性は「エリモショウズ」と同等である。開花期頃の低温抵抗性は「エリモショウズ」より弱い。種皮色、子実の形は「エリモショウズ」に類似し、種皮歩合は「エリモショウズ」と同じである。加工製品は、同品種より餡

色が良好（赤紫系）で風味が強いと高い評価をする業者が多い。 「エリモショウズ」と比較して落葉病・茎疫病・萎凋病抵抗性を持つこと、「きたのおとめ」と比較して茎疫病抵抗性を持つこと等で区別性が認められる。 4 育成者権の存続期間 20年	<table><tr><td>1 指 定 番 号</td><td>後建指第302号</td></tr><tr><td>2 指 定 年 月 日</td><td>平成15年 3月26日</td></tr><tr><td>3 道 路 の 位 置</td><td>岩内郡岩内町字栄204番12</td></tr><tr><td>4 道 路 の 幅 員</td><td>6.00m</td></tr><tr><td>5 道 路 の 延 長</td><td>41.09m</td></tr><tr><td>6 申請者の住所及び氏名</td><td>岩内郡岩内町字栄186番地 マルエ不動産株式会社 代表取締役 鈴木 浩之</td></tr></table>	1 指 定 番 号	後建指第302号	2 指 定 年 月 日	平成15年 3月26日	3 道 路 の 位 置	岩内郡岩内町字栄204番12	4 道 路 の 幅 員	6.00m	5 道 路 の 延 長	41.09m	6 申請者の住所及び氏名	岩内郡岩内町字栄186番地 マルエ不動産株式会社 代表取締役 鈴木 浩之
1 指 定 番 号	後建指第302号												
2 指 定 年 月 日	平成15年 3月26日												
3 道 路 の 位 置	岩内郡岩内町字栄204番12												
4 道 路 の 幅 員	6.00m												
5 道 路 の 延 長	41.09m												
6 申請者の住所及び氏名	岩内郡岩内町字栄186番地 マルエ不動産株式会社 代表取締役 鈴木 浩之												
支 庁 告 示	道 企 業 管 理 規 程												
北海道渡島支庁告示第5号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成15年 4月 4 日 北海道渡島支庁長 松 田 光 皖 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 北海道渡島合同庁舎清掃業務（地階から2階まで）一式 2 落札者を決定した日 平成15年 3月20日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 北海道クリーン開発株式会社 (2) 住 所 北海道苫小牧市表町2丁目1番7号 4 落札金額 15,724,800円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成15年北海道渡島支庁告示第1号 7 特定調達契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道渡島支庁総務部総務課 (2) 所在地 郵便番号 041－8558 北海道函館市美原4丁目6番16号 北海道後志支庁告示第3号 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。 その関係図面は、北海道後志支庁及び岩内町役場に備え置いて、一般の縦覧に供する。 平成15年 4月 4 日 北海道後志支庁長 浴 山 正 久	北海道企業局処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。 平成15年 4月 4 日 北海道公営企業管理者 西 川 昌 利 北海道企業管理規程第2号 北海道企業局処務規程の一部を改正する規程 北海道企業局処務規程（昭和52年北海道企業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。 第7条第6号を次のように改める。 (6) 前号に掲げるもののほか、1件の金額が80万円未満の経費（交際費及び会議費に係るものを除く。）の支出に関し、支出負担行為を行うこと。 附 則 この規程は、平成15年 4月 4 日から施行し、平成15年 4月 1 日から適用する。 北海道企業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。 平成15年 4月 4 日 北海道公営企業管理者 西 川 昌 利 北海道企業管理規程第3号 北海道企業局財務規程の一部を改正する規程 北海道企業局財務規程（昭和52年北海道企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。 第21条に次の1項を加える。 2 当該課長は、前項の通知を受けたときは、各管理事務所において所掌する事務又は事業に係る予算の範囲を、当該所長に通知しなければならない。												

別表第1 電気事業会計勘定科目表費用の表中

建物割賦金利 息	を
-------------	---

を

有価証券償却
費

建物割賦金利
息
有価証券購入
差金償却費

に改める。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第13条、第17条）

予 算 概 算 書
年度

會計

[illegible]

[illegible]

第11号様式（第34条）

会 計 名	
課 所 名	
予 算 種 別	

支出予算執行整理簿

年度

第13号様式（第34条）

固 定 資 産 台 帳

作成日 年 月 日

頁
日

固定資産番号		資 産 名 称			
所 在 地					
会 計					
課 所					
勘 定 科 目	款				
	項				
	目				
	節				

取 得 原 因		取得年月日	年 月 日	登記年月日	年 月 日
---------	--	-------	-------	-------	-------

構造・形状・寸法				交付金対象区分		
建築面積		延べ面積		交付金償却方法		
階 数		数 量		執 行 機 関		
保 險 対 象 区 分				会 計		
施設・建物				口 座 番 号		
				名 称 番 号		

工 事 名 称				共 有 先			
請負者及び購入先				共有持分率		共有持分額	円
契約年月日	年 月 日			改良工事経歴			
工 期	年 月 日～ 年 月 日						
完 成 日	年 月 日						
検査完了日	年 月 日						

資 産 区 分		償 却 率		耐 用 年 数	
償 却 方 法		取替法区分		みなし償却	

月 割 り		償却特例区分		償却限度額区分	
-------	--	--------	--	---------	--

取得帳簿原価	円	取得補助金等	受贈財産評価額 補 助 金 寄 附 金	円 円 円	工 事 負 担 金 その他資本剰余金 補 助 金 等 の 計	円 円 円
取 得 み な し 帳 簿 原 価	円	取得補助金等 み な し 額	受贈財産評価額 補 助 金 寄 附 金	円 円 円	工 事 負 担 金 その他資本剰余金 補 助 金 等 の 計	円 円 円
現在帳簿原価	円	現在補助金等	受贈財産評価額 補 助 金 寄 附 金	円 円 円	工 事 負 担 金 その他資本剰余金 補 助 金 等 の 計	円 円 円
現 在 み な し 帳 簿 原 価	円	現在補助金等 み な し 額	受贈財産評価額 補 助 金 寄 附 金	円 円 円	工 事 負 担 金 その他資本剰余金 補 助 金 等 の 計	円 円 円

備 考

第2葉

固 定 資 産 台 帳

作成日 年 月 日 頁

固定資産番号		資 産 名 称	
--------	--	---------	--

(単位 円)

年月日	摘 要	(み な し) 帳 簿 原 価			減 価 償 却 累 計 額			帳 簿 価 額	処 分 金 額	処 分 損 益
		借 方	貸 方	残 高	借 方	貸 方	累 計			

A blank sheet of graph paper featuring a uniform grid of small squares. The grid consists of 10 columns and 8 rows of squares, creating a total of 80 square units. The lines are thin and black, set against a white background. There are no margins or additional markings on the page.

第32号様式（その1）及び第32号様式（その2）を次のように改める。

第32号様式（その1）（第75条の2～第77条、第79条、第91条）
支払指示書
（公金振替書）
（小切手振出済通知書）送付書

年度	会計			
----	----	--	--	--

作成年月日
指示書番号

北海道企業局出納取扱金融機関様

地方公営企業法施行令第22条の4第2項の規定により
本書記載の金額を支払いするよう通知します。

北海道企業局企業出納員

支払年月日	年	月	日
-------	---	---	---

支払総額	円
------	---

支払内訳	支払方法	金額	控除額	差引支払額
	計	円	円	円

（出納取扱金融機関保管用）

第32号様式（その2）（第82条、第91条）
支払指示書
（公金振替書）
（小切手振出済通知書）領収証書

年度	会計			
----	----	--	--	--

作成年月日
指示書番号

北海道企業局企業出納員様

次のとおり支払いました。

北海道企業局出納取扱金融機関

支払年月日	年	月	日
-------	---	---	---

支払総額	円
------	---

支払内訳	支払方法	金額	控除額	差引支払額
	計	円	円	円

（北海道企業局保管用）

附 則

この規程は、平成15年4月4日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

道教育委員会教育長告示

北海道教育委員会教育長告示第6号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年4月4日

北海道教育委員会教育長 相 馬 秋 夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする賃貸借物品等の名称及び数量

電子計算機の賃貸借 一式（1月当たりの単価）

(2) 調達をする賃貸借物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納 入 期 日 平成15年5月1日（木）

(4) 契 約 期 間 平成15年5月1日から平成16年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で平成19年4月30日を限度に当該契約期間を延長することがあり得る。

(5) 納 入 場 所 北海道教育庁企画総務部給与課

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 当該賃貸借物品に関し、迅速なアフターサービスが可能なこと。

3 契約条項を示す場所

札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁企画総務部給与課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館7階1号会議室

(2) 入 札 日 時 平成15年4月21日（月）午後2時

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

入札保証金は、免除する。

6 入札説明書交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁企画総務部給与課

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

7 郵便等による入札

郵便又は電報による入札は認めない。

8 落札者の決定方法

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内であって最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 入札参加申込書の提出

入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。

(1) 提 出 期 限 平成15年4月17日（木）

(2) 提 出 場 所 郵便番号 060-8544 札幌市中央区北3条西7丁目

北海道教育庁企画総務部給与課

電話番号 011-231-4111 内線 35-311

11 そ の 他

(1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 消費税等課税事業者の申出

落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(4) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道教育庁企画総務部給与課

イ 所 在 地 郵便番号 060-8544 札幌市中央区北3条西7丁目

電話番号 011-231-4111 内線 35-311

(5) この入札及び契約は、調達手続きの停止等が有り得る。

(6) この入札の執行は、公開する。

(7) 詳細は、入札説明書による。

道教育庁日高教育局告示

北海道教育庁日高教育局告示第5号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成15年4月4日
北海道教育庁日高教育局長 工藤 剛

- 1(1) 入札に付する事項
- ア 調達をする物品等の名称及び数量（1月当たりの単価）
パーソナルコンピュータ 一式 42台×2校（高等学校普通科）
- イ 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。
- ウ 納入期日 平成15年6月9日（月）
- エ 契約期間 平成15年6月9日から平成16年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成21年5月29日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。
- オ 納入場所 北海道平取高等学校及び北海道静内高等学校
- (2) 入札に参加する者に必要な資格
- 次のいずれにも該当すること。
- ア 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
- イ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- ウ 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- エ 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。
- (3) 条件付一般競争入札参加資格の審査
- ア この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は(ア)から(ウ)までに定めるところにより、(2)のウ及びエに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- (ア) 申請の時期 平成15年4月4日から25日まで
- (イ) 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- (ウ) 申請書類の提出先 郵便番号 057-8558 北海道浦河郡浦河町栄丘東通56号

- 北海道教育庁日高教育局企画総務課
- イ 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- (4) 契約条項を示す場所
北海道浦河郡浦河町栄丘東通56号 北海道教育庁日高教育局企画総務課
- (5) 入札執行の場所及び日時
- ア 入札場所 北海道浦河郡浦河町栄丘東通56号 北海道日高支庁合同庁舎地下会議室（郵便による場合は、郵便番号 057-8558 北海道教育庁日高教育局企画総務課）
- イ 入札日時 平成15年5月15日（木）午前10時（郵送による場合は、平成15年5月14日（水）までに必着のこと。）
- ウ 開札場所 アに同じ。
- エ 開札日時 イに同じ。
- (6) 入札保証金
入札保証金は、免除する。
- (7) 入札説明書の交付に関する事項
- ア 交付場所 北海道浦河郡浦河町栄丘東通56号
北海道教育庁日高教育局企画総務課
- イ 交付方法 アの場所で交付する。
- (8) 落札者の決定方法
北海道財務規則（昭和45年北海道財務規則第30号。以下「財務規則」という。）第151第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
- (9) 契約書作成の要否
要
- (10) その他
- ア 開札の時ににおいて、(2)に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- イ 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
- (ア) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (イ) 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事

業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

ウ 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(ア) 名 称 北海道教育庁日高教育局企画総務課

(イ) 所 在 地 郵便番号 057-8558 北海道浦河郡浦河町栄丘東通56号
電話番号 01462-2-2211 内線 3114

エ 契約の手続において、使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

オ この入札及び契約は、調達手続の停止等有り得る。

カ この入札の執行は、公開する。

キ 詳細は、入札説明書による。

(11) Summary

A. Nature and quantity of the products to be procured :

Personal Computer 42 2 sets

B. Bid Tendering date and time :

10:00 A. M., May 15, 2003

(If mailed, bids must arrive no later than May 14)

C. Contact :

Accounting Division, General Affairs Department,
Hidaka District Bureau of Education Hokkaido Office of Education
Higashi-doori 56, Sakae-oka, Urakawa-cho, Hokkaido, Japan, 057-8558
Phone : 01462-2-2211 Ext. 3114

2(1) 入札に付する事項

ア 調達をする物品等の名称及び数量（1月当たりの単価）

パーソナルコンピュータ 一式 42台（高等学校職業科）

イ 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。

ウ 納 入 期 日 平成15年6月9日（月）

エ 契 約 期 間 平成15年6月9日から平成16年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成20年5月30日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。

オ 納 入 場 所 北海道静内農業高等学校

(2) 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

ア 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。

イ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

ウ 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

エ 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

(3) 条件付一般競争入札参加資格の審査

ア この入札は、政令第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は(ア)から(ウ)までに定めるところにより、(2)のウ及びエに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

(ア) 申 請 の 時 期 平成15年4月4日から25日まで

(イ) 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

(ウ) 申請書類の提出先 郵便番号 057-8558 北海道浦河郡浦河町栄丘東通56号
北海道教育庁日高教育局企画総務課

イ 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

(4) 契約条項を示す場所

北海道浦河郡浦河町栄丘東通56号 北海道教育庁日高教育局企画総務課

(5) 入札執行の場所及び日時

ア 入 札 場 所 北海道浦河郡浦河町栄丘東通56号 北海道日高支庁合同庁舎地下会議室（郵便による場合は、郵便番号 057-8558 北海道教育庁日高教育局企画総務課）

イ 入 札 日 時 平成15年5月15日（木）午前11時（郵送による場合は、平成15年5月14日（水）までに必着のこと。）

ウ 開 札 場 所 アに同じ。

エ 開 札 日 時 イに同じ。

(6) 入 札 保 証 金

入札保証金は、免除する。

(7) 入札説明書の交付に関する事項

ア 交 付 場 所 北海道浦河郡浦河町栄丘東通56号
北海道教育庁日高教育局企画総務課

イ 交 付 方 法 アの場所で交付する。

(8) 落札者の決定方法

財務規則第151第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を

落札者とする。

(9) 契約書作成の要否

(10) その他

ア 開札の時に於いて、(2)に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 入札金額等に係る消費税等の取扱い

(ア) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(イ) 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

ウ 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(ア) 名 称 北海道教育庁日高教育局企画総務課

(イ) 所 在 地 郵便番号 057-8558 北海道浦河郡浦河町栄丘東通56号
電話番号 01462-2-2211 内線 3114

エ 契約の手続において、使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

オ この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

カ この入札の執行は、公開する。

キ 詳細は、入札説明書による。

(11) Summary

A. Nature and quantity of the products to be procured :

Personal Computer 42 1 set

B. Bid Tendering date and time :

11:00 A. M., May 15, 2003

(If mailed, bids must arrive no later than May 14)

C. Contact :

Accounting Division, General Affairs Department,

Hidaka District Bureau of Education Hokkaido Office of Education

Higashi-doori 56, Sakae-oka, Urakawa-cho, Hokkaido, Japan, 057-8558

Phone : 01462-2-2211 Ext. 3114

